



山形県公報

平成24年8月24日(金)
第2371号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地方卸売市場の開設の許可の取消し……………(新農業推進課) ……1005
- 地方卸売市場における卸売業務の許可の取消し……………(同) ……同
- 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森林課) ……1006
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……1007
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……1008
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

- 県内の河川、その支流及び小支流におけるあゆの採捕禁止……………1009

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……1010
- 一般競争入札の公告……………(河北病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第843号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第65条第1項の規定により、地方卸売市場の開設の許可を次のとおり取り消した。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 許可を取り消した者の名称<br>及び代表者氏名 | 許可の取消しに係る地方卸売市場 |                | 取消年月日       |
|-------------------------|-----------------|----------------|-------------|
|                         | 名 称             | 所 在 地          |             |
| 酒田魚類株式会社<br>代表取締役 佐々木金一 | 酒田魚類地方卸売市場      | 酒田市船場町二丁目3番35号 | 平成24. 8. 15 |

### 山形県告示第844号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第65条第1項の規定により、地方卸売市場における卸売業務の許可を次のとおり取り消した。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                         |                              |                |             |
|-------------------------|------------------------------|----------------|-------------|
| 許可を取り消した者の名称<br>及び代表者氏名 | 許可を取り消された卸売業者が業務を営んでいた地方卸売市場 |                | 取消年月日       |
|                         | 名 称                          | 所 在 地          |             |
| 酒田魚類株式会社<br>代表取締役 佐々木金一 | 酒田魚類地方卸売市場                   | 酒田市船場町二丁目3番35号 | 平成24. 8. 15 |

**山形県告示第845号**

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程（平成8年3月県告示第218号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この規程において「林業者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 森林施業を委託して実施する者で、次に掲げる事項を定める森林整備合理化計画を、当該森林施業を受託して実施する者と共同して作成し、当該森林整備合理化計画が適当である旨の知事の認定を受けたもの

- イ 森林整備合理化計画の対象とする森林区域
- ロ 森林整備を合理化するためにとるべき措置
- ハ ロの措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法
- ニ その他必要な事項

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）について同条第5項の認定を受けた者

第4条第1項第1号中「場合」を「場合（次号に掲げる場合を除く。）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 森林経営計画について森林法第11条第5項の認定を受けた場合であつて、森林整備活性化資金の特例の適用を受けない場合 0.4パーセント

第4条第2項第1号中「前項第1号」を「前項第1号又は第2号」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に改める。

別記様式（付表を除く。）の注書中第5項を第6項とし、同注書第4項中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に改め、同項を同注書第5項とし、同注書第3項中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項を同注書第4項とし、同注書第2項の次に次の1項を加える。

3 第4条第1項第2号に掲げる場合における貸付けについては、備考欄に（経営計画）と記載すること。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県告示第846号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 平石水沢－1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 太平沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平清水 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第847号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 古瀬川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第848号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 源長寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 神沢川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山辺南沢 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 雨上沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 要害沢 1 南     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 要害沢 2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 根際 1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 根際 3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 根際 2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 要害          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役

場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第849号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 平石水沢－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 太平沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 平清水1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第850号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 古瀬川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第851号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 神沢川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山辺南沢2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 要害沢 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 根際 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 根際 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 根際 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 要害    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成24年8月24日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

次の各号の表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、あゆを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

- (1) 最上川水系（最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流を除く。）

| 禁 止 区 域                                                                                                                                        | 禁 止 期 間                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 酒田市と最上郡戸沢村との境界及び同村と東田川郡庄内町との境界から、同町内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から下流左岸330メートル（CSNo.99）の地点と下流右岸670メートル（CSNo.97）の地点とを結んだ線までの最上川の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流 | 平成24年10月4日から<br>同月13日まで |
| 上記以外の区域（支流及び小支流を含む。）                                                                                                                           | 平成24年10月4日から<br>同月10日まで |

- (2) 最上川水系及び荒川水系以外

| 禁 止 区 域         | 禁 止 期 間                 |
|-----------------|-------------------------|
| 全域（支流及び小支流を含む。） | 平成24年10月4日から<br>同月10日まで |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年8月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 遊佐鳥海観光協会
  - (2) 代表者の氏名  
庄司 茂正
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字石田19番地の18
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、秀峰鳥海山とその恵みによって形成される数多の観光資源を有する遊佐町を訪れる観光客と、それに関わる活動に従事する団体及び個人に対して利便を提供すると共に、提携する各地域、団体との交流をすすめて、併せて町内より産する各種物産の開発と販売促進に関する事業を行い、交流人口の拡大とそれによる遊佐町観光事業の活性化に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム（内視鏡部門）整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年8月24日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
  - (2) 日 時 平成24年9月18日（火）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム（内視鏡部門）整備及び保守業務一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立河北病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
  - (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、(1)又は(2)により落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立河北病院は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立河北病院の行う調査に協力することとする。
- (4) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者としなない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 一連の調達契約に係る事項
- (1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期
- イ 山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器調達業務（仮称） 一式 平成24年9月
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成24年3月23日
- 10 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び共同企業体にあつては3の(7)に係る事項を証明する書類を、平成24年9月5日（水）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of the system of Endoscopy Unit that is connected to the Comprehensive Medical Information System of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 18, 2012
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131